日本経済論(第21回)

- 預金保険制度の拡充

16.11.22 (安孫子)

- 1.参考文献
 - ・「預金保険制度の解説 制度概要及びQ & A」(http://www.dic.go.jp/)
- 2.預金保険機構の概要
 - ・設立は1971年:当初は小規模な組織 金融機関の破綻処理のために制度を次第に拡充 金融機関が破綻したとき、ペイオフ(破綻銀行に代わって一定の上限まで預金を支払う)資金援助(救済金融機関を援助)などを行う。金融不安時のセーフティー・ネットの要(かなめ)。
 - ・金融機関**破綻処理の際に大きな役割**(預金保険機構は「資金援助」や「資本増強」業務も) 整理回収機構(住宅金融債権管理機構+整理回収銀行が合併。公的資金を注入する際の窓口や サービサー業務も実施)は子会社。産業再生機構にも出資。
 - ・意義:**預金者を保護**(保護するのは預金者であって銀行等ではない) モラルハザードの惧れ:銀行等の経営者がハイリスク・ハイリターンの融資を行うなど
- 3. 預金保険の対象・・・ただし日本ではペイオフの実績なし
 - ・対象金融機関:銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫など(外国銀行、政府系銀行は対象外) 農林系金融機関(JA、県信連、農中など)は別途「農水産業協同組合貯金保険制度」に加入
 - ・対象預金:**預金**、金融債(保護預り専用商品) 元本補填契約のある信託、定期積金など (対象外:外貨預金、譲渡性預金、金融債 < 保護預り専用商品以外 > 、他人・架空名義預金 など) 現在では預金(元本+金利)を1千万円まで支払:1金融機関毎、預金者1人あたり 名寄せ 高額預金者は預け入れ金融機関を分散させる動き
 - ・銀行は預金保険機構に保険料を支払う(現在の保険料率は決済用預金 0.090%、一般預金等 0.080%) 保険料率は 1996 年度に 7 倍に (0.012% 0.084%) その後ほぼ横ばい:年間約5 千億円
- 4. 預金保険機構の業務拡大・・・バブル崩壊後に機能を大幅に拡大
 - ・1995 年にペイオフ実施を 5 年間事実上**凍結** 2002 年 4 月:**定期預金**等のペイオフ解禁(普通 預金等は全額保護) 2005 年 4 月:**流動性預金**のペイオフ解禁予定(決済性預金は全額保護) 2002 年度には定期預金から流動性預金に大量シフトが発生 M 1 が急増(M2+CD は微増)
 - ・資金援助では 180 件、25 兆円(金銭贈与 19 兆円+資産買取 6 兆円ほか)の実績 長銀 3.5 兆円、拓銀 3.4 兆円、日債銀 3.2 兆円が特に大きい。みどり銀 1.0 兆円、木津信組 1.0 兆 円、なみはや銀 0.8 兆円、関西興銀 0.8 兆円など、<u>関西圏の破綻金融機関</u>の案件も多い。
 - ・資本増強では 1998 年に 60 兆円の公的資金注入枠 (政府保証)を設定。早期健全化法:32 行に計 8.6 兆円、金融機能安定化法:21 行に計 1.8 兆円、預金保険法(危機対応):1 行に 2.0 兆円などを実施。 上記のうち 2.9 兆円分は返済済み
 - ・このほか、債務者の**財産調査業務***(整理回収機構に協力) 経営者等の責任追及に関する業務、 金融整理管財人の業務(破綻した金融機関の処理にあたる仕事) 立入検査業務なども実施 *破綻した債務者が隠していた資産をみつけ、回収額を増やすなど
- 5. 日本経済への影響
 - ・金融不安を鎮静化する上で大きな効果:金融機関が破綻しても大掛かりな**取付騒ぎを回避** 1927年の金融恐慌のときには、日本でも取付騒ぎが各地で発生

預金者が一斉に預金を引き出そうとすれば、銀行等はもともと対応できない性質

- ・銀行等の資本不足が判明したときの受け皿となる 銀行等の貸出余力を高める可能性
- ・不良債権処理を進めるためのインフラ整備:整理回収機構や産業再生機構との協力など

以上